

景観重要樹木の管理に関する基本協定書

岸和田市（以下「甲」という。）と景観重要樹木の所有者（以下「乙」という。）は、景観法（平成十六年六月十八日法律第百十号）により指定された景観重要樹木（以下、「樹木」という。）の管理に関し景観法第36条の規定に基づき次のとおり景観重要樹木の管理に関する基本協定（以下「管理協定」という。）を締結する。

（管理協定の目的）

第1条 管理協定は、甲と乙が相互に協力し、景観重要樹木の適切な管理をするために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（管理協定の目的となる樹木）

第2条 景観法第36条第1項第1項の樹木は以下のものとする。

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 樹木の所在地 | 岸和田市 阿間河滝町 |
| (2) 樹種 | ムクノキ |
| (3) 樹木指定年月日 | 平成 29 年 7 月 3 日 |
| (4) 樹木指定番号 | 岸和田市景観重要樹木第 1 号 |

（管理の方法）

第3条 乙は、管理協定の目的の達成のため、必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の規定による措置として、次の各号に掲げる事項について履行するものとする。

- (1) 岸和田市景観条例第28条に基づく管理の実施
- (2) 樹木の指定後速やかな樹木医による樹木診断の実施および簡易報告書の作成
- (3) 前号において、樹木医により必要と判断された場合の樹木の外観診断等の実施
- (4) 第2号の樹木医による樹木診断の調査結果を踏まえ、管理の方法の改善その他管理に関し必要な処置を行うこと

（管理協定の有効期間）

第4条 第2条の樹木に関する管理協定の有効期間は次号のとおりとする。

- (1) 令和4年（2022年）8月15日から令和10年（2028年）2月29日まで

（違反時の措置）

第5条 甲は乙がこの管理協定に違反した場合、乙から事情を聴取し、その程度に応じて改善措置を指示し、又は違反行為の一時中止を指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。

（疑義についての協議）

第6条 この協定に定めのない事項、この協定の各条項等の解釈について疑義が生じた事項、改定を必要とする事項、及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲乙の協議の上定めるものとする。

この管理協定を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年8月15日

甲 岸和田市
代表者 岸和田市長

永野耕平



乙 住所

岸和田市住吉町54-3

氏名

奥 嘉一



景観重要樹木の管理に関する基本協定書

岸和田市（以下「甲」という。）と景観重要樹木の所有者（以下「乙」という。）は、景観法（平成十六年六月十八日法律第百十号）により指定された景観重要樹木（以下、「樹木」という。）の管理に関し景観法第36条の規定に基づき次のとおり景観重要樹木の管理に関する基本協定（以下「管理協定」という。）を締結する。

（管理協定の目的）

第1条 管理協定は、甲と乙が相互に協力し、景観重要樹木の適切な管理をするために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（管理協定の目的となる樹木）

第2条 景観法第36条第1項第1項の樹木は以下のものとする。

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 樹木の所在地 | 岸和田市 塔原町 |
| (2) 樹種 | ソメイヨシノ |
| (3) 樹木指定年月日 | 平成 29 年 7 月 3 日 |
| (4) 樹木指定番号 | 岸和田市景観重要樹木第 2 号 |

（管理の方法）

第3条 乙は、管理協定の目的の達成のため、必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の規定による措置として、次の各号に掲げる事項について履行するものとする。

- (1) 岸和田市景観条例第28条に基づく管理の実施
- (2) 樹木の指定後速やかな樹木医による樹木診断の実施および簡易報告書の作成
- (3) 前号において、樹木医により必要と判断された場合の樹木の外観診断等の実施
- (4) 第2号の樹木医による樹木診断の調査結果を踏まえ、管理の方法の改善その他管理に関し必要な処置を行うこと

（管理協定の有効期間）

第4条 第2条の樹木に関する管理協定の有効期間は次号のとおりとする。

- (1) 令和4年（2022年）8月15日から令和10年（2028年）2月29日まで

（違反時の措置）

第5条 甲は乙がこの管理協定に違反した場合、乙から事情を聴取し、その程度に応じて改善措置を指示し、又は違反行為の一時中止を指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。

（疑義についての協議）

第6条 この協定に定めのない事項、この協定の各条項等の解釈について疑義が生じた事項、改定を必要とする事項、及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲乙の協議の上定めるものとする。

この管理協定を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年8月15日

甲 岸和田市
代表者 岸和田市長

永野耕平

乙 住所

岸和田市塔原町163

氏名

塔原町会長 吉田政彦



景観重要樹木の管理に関する基本協定書

岸和田市（以下「甲」という。）と景観重要樹木の所有者（以下「乙」という。）は、景観法（平成十六年六月十八日法律第百十号）により指定された景観重要樹木（以下、「樹木」という。）の管理に関し景観法第36条の規定に基づき次のとおり景観重要樹木の管理に関する基本協定（以下「管理協定」という。）を締結する。

（管理協定の目的）

第1条 管理協定は、甲と乙が相互に協力し、景観重要樹木の適切な管理をするために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（管理協定の目的となる樹木）

第2条 景観法第36条第1項第1項の樹木は以下のものとする。

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 樹木の所在地 | 岸和田市 吉井町 |
| (2) 樹種 | エノキ |
| (3) 樹木指定年月日 | 平成 29 年 7 月 3 日 |
| (4) 樹木指定番号 | 岸和田市景観重要樹木第 3 号 |

（管理の方法）

第3条 乙は、管理協定の目的の達成のため、必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の規定による措置として、次の各号に掲げる事項について履行するものとする。

- (1) 岸和田市景観条例第28条に基づく管理の実施
- (2) 樹木の指定後速やかな樹木医による樹木診断の実施および簡易報告書の作成
- (3) 前号において、樹木医により必要と判断された場合の樹木の外観診断等の実施
- (4) 第2号の樹木医による樹木診断の調査結果を踏まえ、管理の方法の改善その他管理に関し必要な処置を行うこと

（管理協定の有効期間）

第4条 第2条の樹木に関する管理協定の有効期間は次号のとおりとする。

- (1) 令和4年（2022年）8月15日から令和10年（2028年）2月29日まで

（違反時の措置）

第5条 甲は乙がこの管理協定に違反した場合、乙から事情を聴取し、その程度に応じて改善措置を指示し、又は違反行為の一時中止を指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。

（疑義についての協議）

第6条 この協定に定めのない事項、この協定の各条項等の解釈について疑義が生じた事項、改定を必要とする事項、及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲乙の協議の上定めるものとする。

この管理協定を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年8月15日

甲 岸和田市
代表者 岸和田市長

永野耕平

乙 住所

岸和田市吉井町1-10

氏名

西村孝正

